

重無期刑の創設及び死刑に処する裁判の評決の特例等に関する法律案

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 重無期刑の創設に係る刑法等の一部改正（第二条—第十二条）

第三章 死刑に処する裁判の評決の特例に係る裁判所法等の一部改正（第十二条・第十三条）

第四章 死刑制度調査会（第十四条—第十六条）

第五章 死刑の執行の停止（第十七条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、重無期刑の創設、死刑に処する裁判の評決の特例、死刑制度に関する事項について調査を行う死刑制度調査会の設置及び死刑の執行の停止等について定めるものとする。

第二章 重無期刑の創設に係る刑法等の一部改正

第二章 重無期刑の創設に係る刑法等の一部改正

(刑法の一部改正)

第二条 刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「ただし」の下に「、重無期の禁錮と無期の懲役とでは禁錮を重い刑とし」を加える。

第十二条第一項及び第十三条第一項中「無期」を「重無期、無期」に改める。

第十四条第一項中「死刑又は」の下に「重無期若しくは」を加える。

第二十八条に次の二項を加える。

2 減刑により死刑を無期刑に減輕された者に対する仮釈放の処分については、判決確定後の拘置日数は、前項に規定する期間に算入しない。

3 減刑により重無期刑を無期刑に減輕された者に対する仮釈放の処分については、重無期刑の執行のため刑事施設に拘置されていた期間は、第一項に規定する期間に算入しない。

第三十二条中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 重無期の懲役又は禁錮については四十年

第四十六条第二項中「罪について」の下に「重無期又は」を加える。

第五十一条第一項ただし書中「執行せず、」の下に「重無期又は」を加える。

第六十八条第一号中「死刑」の下に「又は重無期の懲役若しくは禁錮」を加える。

第七十七条第一項第一号中「死刑又は」の下に「重無期禁錮若しくは」を加える。

第八十一条中「死刑」の下に「又は重無期懲役」を加える。

第八十二条、第一百八条及び第百十九条中「死刑又は」の下に「重無期、」を加える。

第一百二十六条第三項中「死刑又は」の下に「重無期懲役若しくは」を加える。

第一百四十六条及び第百九十九条中「死刑又は」の下に「重無期、」を加える。

第二百四十条及び第二百四十二条中「死刑又は」の下に「重無期懲役若しくは」を加える。

(爆発物取締罰則の一部改正)

第三条 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「死刑又は」の下に「重無期、」を加える。

(航空機の強取等の処罰に関する法律の一部改正)

第四条 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「死刑又は」の下に「重無期懲役若しくは」を加える。

(航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正)

第五条 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「死刑又は」の下に「重無期、」を加える。

(人質による強要行為等の処罰に関する法律の一部改正)

第六条 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「死刑又は」の下に「重無期懲役若しくは」を加える。

(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第七条 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を

次のように改正する。

第三条第一項第七号中「死刑又は」の下に「重無期、」を加える。

(海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の一部改正)

第八条 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「死刑又は」の下に「重無期懲役若しくは」を加える。

(刑事訴訟法の一部改正)

第九条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一項中「死刑又は」の下に「重無期、」を加え、「禁錮」を「禁錮」に、「勾留状」を「勾留状」に改める。

第三十七条の五中「死刑又は」の下に「重無期若しくは」を加える。

第八十九条第一号及び第二号中「死刑又は」の下に「重無期、」を加え、同条第五号中「畏怖」を「畏怖」に改める。

第一百十条第一項中「死刑又は」の下に「重無期、」を加え、「あたる」を「当たる」に改める。

第一百五十条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 重無期の懲役又は禁錮に当たる罪については四十年

第二百五十条第二項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 重無期の懲役又は禁錮に当たる罪については二十年

第二百八十九条第一項中「死刑又は」の下に「重無期、」を加え、「あたる」を「当たる」に改める。

第二百九十五条の二ただし書及び第三百五十条の二第一項ただし書中「死刑又は」の下に「重無期、」を加える。

第三百六十条の二中「死刑又は」の下に「重無期若しくは」を加える。

第四百条ただし書及び第四百十三条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「更に判決」の下に「（死刑に処する旨の判決を除く。）」を加える。

(少年法の一部改正)

第十条 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二第一項第二号中「死刑又は」の下に「重無期、」を加える。

第五十一条の見出しを「（死刑、重無期刑及び無期刑の緩和）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しても、重無期刑をもつて処断すべきときは、無期刑又は有期の懲役若しくは禁錮を科する。この場合において、有期の懲役又は禁錮を科するときの刑は、十年以上十五年以下において言い渡す。

第五十八条第一項第二号中「第五十一条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項中「第五十条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第五十九条第二項中「第五十一条第二項」の下に「若しくは第二項」を加える。
(恩赦法の一部改正)

第十一條 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の六条を加える。

第十二条の二 前条の規定による中央更生保護審査会の申出は、次条から第十二条の五までの規定による上申があつた者に対して行うものとする。

第十二条の三 次に掲げる者は、職権で、中央更生保護審査会に、特赦、特定の者に対する減刑又は刑の執行の免除の上申をすることができる。

一 刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第二百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に収容され、又は労役場若しくは監置場に留置されている者については、その刑事施設の長

二 保護觀察に付されている者については、その保護觀察をつかさどる保護觀察所の長

三 その他の者については、有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官

前項各号に掲げる刑事施設若しくは保護觀察所の長又は検察官は、本人から特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願があつたときは、意見を付して中央更生保護審査会にその上申をしなければならない。

死刑以外の刑についての前項の出願は、刑の言渡しの後次の期間を経過した後でなければ、すること

ができる。ただし、中央更生保護審査会は、本人の願により、期間の短縮を許可することができる。

一 拘留又は科料については、六箇月

二 罰金については、一年

三 有期の懲役又は禁錮については、その刑期の三分の一に相当する期間（短期と長期とを定めて言い渡した刑については、その刑の短期の三分の一に相当する期間）。ただし、その期間が一年に満たないときは、一年とする。

四 無期の懲役又は禁錮については、十年

五 重無期の懲役又は禁錮については、十五年

拘禁されない日数は、刑の執行を終わり又は刑の執行の免除を受けた後の日数及び仮釈放中又は刑の執行停止中の日数を除き、前項第三号から第五号までの期間に算入しない。

前項の規定は、刑の執行を猶予されている場合には、適用しない。

第十二条の四 死刑又は重無期若しくは無期の懲役若しくは禁錮の言渡しを受けた者は、中央更生保護審査会に、その者に係る特赦、減刑又は刑の執行の免除の上申をすることができる。

重無期又は無期の懲役又は禁錮についての前項の規定による上申は、刑の言渡しの後次の期間を経過した後でなければ、することができない。ただし、中央更生保護審査会は、本人の願により、期間の短縮を許可することができる。

一 無期の懲役又は禁錮については、十年

二 重無期の懲役又は禁錮については、十五年

前条第四項の規定は、前項各号の期間について準用する。

第十二条の五 次に掲げる者は、職權で、中央更生保護審査会に復権の上申をすることができる。

一 保護観察に付されたことのある者については、最後にその保護観察をつかさどつた保護観察所の長
二 その他の者については、最後に有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官

前項各号に掲げる保護観察所の長又は検察官は、本人から復権の出願があつたときは、意見を付して中央更生保護審査会にその上申をしなければならない。

前項の出願は、刑の執行を終わり又は執行の免除のあつた後でなければ、することができない。

第十二条の六 刑事施設若しくは保護観察所の長又は検察官が本人の出願によりした特赦、減刑、刑の執

行の免除又は復権の上申が理由のないときは、その出願の日から一年を経過した後でなければ、更に出願をすることができない。

本人がした特赦、減刑又は刑の執行の免除の上申が理由のないときは、その上申の日から一年を経過した後でなければ、更に上申をすることができない。

第十二条の七 中央更生保護審査会は、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権の上申が理由のないときは、上申をした者にその旨を通知しなければならない。

前項の通知を受けた刑事施設若しくは保護観察所の長又は検察官は、出願者にその旨を通知しなければならない。

第三章 死刑に処する裁判の評決の特例に係る裁判所法等の一部改正

(裁判所法の一部改正)

第十二条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「定」を「定め」に改め、同項第二号中「死刑又は」の下に「重無期、」を加え、「あたる」を「当たる」に改

める。

第七十七条に次の三項を加える。

裁判における死刑に処する旨の刑の量定は、前二項の規定にかかわらず、全員一致の意見による。

裁判における刑の量定について死刑に処すべき旨の意見が過半数の意見である場合であつて、前項の規定により死刑に処する旨の刑の量定をすることができないときは、重無期懲役（懲役に当たる罪と同質の罪以外の罪に係る事件にあつては、重無期禁錮）に処すべき旨の意見が過半数の意見であるものとみなして、第一項の規定を適用する。

裁判における次の各号に掲げる判断について意見が分かれたときは、当該判断については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める意見による。

一 死刑に処する旨の判決に対して控訴の申立てがなされた場合における刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百八十二条に規定する事由の有無に関する判断 当該事由がある旨の意見

二 刑事訴訟法第三百九十七条第二項の規定により死刑に処する旨の原判決を破棄すべきか否かに関する判断 破棄すべき旨の意見

三 刑事訴訟法第四百十一条第二号の規定により死刑に処する旨の原判決を破棄すべきか否かに関する
判断 破棄すべき旨の意見

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第十三条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「死刑又は」の下に「重無期若しくは」を加え、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第六十七条に次の二項を加える。

3 前条第一項の評議における死刑に処する旨の刑の量定は、前二項の規定にかかわらず、構成裁判官及び裁判員の全員一致の意見による。

4 前条第一項の評議における刑の量定について死刑に処すべき旨の意見が構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見である場合であつて、前項の規定により死刑に処する旨の刑の量定をすることができないときは、重無期懲役（懲役に当たる罪と同質の罪以外の罪に係る事件については、重無期禁錮）に処すべき旨の意見が構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の

過半数の意見であるものとみなして、第一項の規定を適用する。

第六十八条第二項中「第七十七条」を「第七十七条第一項及び第二項」に改める。

第四章 死刑制度調査会

（設置）

第十四条 死刑制度の存廃その他の死刑制度に関する事項について調査を行うため、平成二十七年三月三十日までの間、各議院に死刑制度調査会を設ける。

（報告書）

第十五条 死刑制度調査会は、前条の調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、これを各議院の議長に提出するものとする。

（委任）

第十六条 前二条に定めるもののほか、死刑制度調査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

第五章 死刑の執行の停止

（死刑の執行の停止に関する刑事訴訟法の特例）

第十七条 平成二十八年三月三十一日までの間は、刑事訴訟法第四百七十五条から第四百七十九条までの規定にかかわらず、死刑を執行しない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五章の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置等）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 第九条の規定による改正後の刑事訴訟法第四百条ただし書及び第四百十三条ただし書、第十二条の規定による改正後の裁判所法（第四項において「新裁判所法」という。）第七十七条第三項から第五項まで並びに第十三条の規定による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（第四項において「新裁判員法」という。）第六十七条第三項及び第四項の規定（次項において「全員一致等に係る規定」という。）は、この法律の施行後にした行為に係る裁判について適用する。

3 前項に定める場合のほか、全員一致等に係る規定は、この法律の施行前にした行為に係る裁判（この法律の施行の際現に係属している事件（その弁論がこの法律の施行後に係属することとなつた事件の弁論と併合することとされたものを除く。）に係るもの及びこの法律の施行前に判決が確定した事件であつてこの法律の施行後に再審開始の決定が確定したものに係るものとみなす。）についても適用する。

4 前項の裁判について新裁判所法第七十七条第四項又は新裁判員法第六十七条第四項に規定する死刑に処する旨の刑の量定ができないときに該当する場合は、第一項の規定にかかわらず、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用についても、第二章の規定による改正後の法律の規定を適用する。

（恩赦法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に、第十一条の規定による改正前の恩赦法（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした上申、出願その他の手続は、第十一条の規定による改正後の恩赦法の相当規定に基づいてしたものとみなす。

（恩給法の一部改正）

第四条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「死刑又ハ」の下に「重無期、」を加える。

(陪審法の一部改正)

第五条 陪審法（大正十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「死刑又ハ」の下に「重無期若ハ」を加える。

(国会法の一部改正)

第六条 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

死刑制度の存廃その他の死刑制度に関する事項について調査を行うため、別に法律で定めるところにより、平成二十七年三月三十一日までの間、各議院に死刑制度調査会を設ける。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第七条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

平成二十七年三月三十一日までの間における第八条の二の規定の適用については、同条中「憲法審査会」とあるのは、「憲法審査会及び死刑制度調査会」とする。

(議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一一部改正)

第八条 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

平成二十七年三月三十一日までの間における第六条の規定の適用については、同条中「憲法審査会」とあるのは、「憲法審査会、死刑制度調査会」とする。

(海上保安庁法の一部改正)

第九条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「蓋然性」を「蓋然性」に改め、同項第三号中「死刑又は」の下に「重無期、」を加え、「禁錮」を「禁錮」に、「払拭」を「払拭」に改める。

(警察官職務執行法の一部改正)

第十条 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「但し」を「ただし」に、「左の各号の一」を「次の各号のいづれか」に改め、同条第一号中「死刑又は」の下に「重無期、」を加え、「禁_ニにあたる凶惡な」を「禁錮に当たる凶惡な」に改める。

（弁護士法の一部改正）

第十一条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の三第二項第一号中「死刑又は」の下に「重無期、」を加える。

（税理士法の一部改正）

第十二条 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の十二の三第二項第一号中「死刑又は」の下に「重無期、」を加え、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第十三条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第四号へ及びト中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号リ中「以後に」の下に「重無期、」を加え、「若しくは禁錮」を「又は禁錮」に改め、同条第四号の二中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十五条の二第一項第一号中「死刑若しくは」の下に「重無期、」を加え、「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(旅券法の一部改正)

第十四条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中「死刑」の下に「若しくは重無期」を加え、「勾引状、^{こう}勾留状」を「勾引状、^{こう}勾留状」に改め、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第十五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「死刑又は」の下に「重無期、」を加え、「禁^こにあたる」を「禁錮に当たる」に改める。

(逃亡犯人引渡法の一部改正)

第十六条 逃亡犯人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「左の各号の一」を「次の各号のいづれか」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定」を「定め」に改め、同条第三号中「あたる」を「当たる」に改め、同条第四号中「行なわれた」を「行われた」に改め、「死刑又は」の下に「重無期、」を加え、「禁^こ」を「禁錮」に、「あたる」を「当たる」に改め、同条第八号中「終らず」を「終わらず」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第十七条 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「死刑又は」の下に「重無期、」を加え、「禁^こにあたる」を「禁錮に当たる」に改め

る。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第十八条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第一百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「死刑又は」の下に「重無期、」を加え、「禁ごにあたる」を「禁錮に当たる」に改める。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第十九条　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項第二号及び第三号中「死刑又は」の下に「重無期、」を加える。

(刑事確定訴訟記録法の一部改正)

第二十条　刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「死刑又は」の下に「重無期若しくは」を加え、「禁錮」を「禁錮」に改める。

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)

第二十一条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号から第三号までの規定中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第四号中「無期」を「重無期、無期」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正）

第二十二条　犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「死刑又は」の下に「重無期、」を加え、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十四条中「死刑若しくは」の下に「重無期、」を加える。

（国際受刑者移送法の一部改正）

第二十三条　国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十三条中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

第二十五条第四項を次のように改める。

4 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第十一条、第十二条の二から第十二条の四まで（第十二条の三

第五項を除く。）、第十二条の六及び第十二条の七並びに更生保護法第九十条の規定は、共助刑の執行の減輕又は免除について準用する。この場合において、恩赦法第十一条中「有罪の言渡し」とあるのは「国際受刑者移送法第十三条の命令」と、同法第十二条の三第一項第三号中「有罪の言渡しをした裁判所に對応する検察庁」とあるのは「東京地方検察庁」と、同条第三項中「刑の言渡しの後」とあるのは「国際受刑者移送法第十八条第一項に規定する日後」と、同条第四項中「拘禁されない日数は、刑の執行を終わり又は刑の執行の免除を受けた後の日数及び仮釈放中又は刑の執行停止中の日数を除き」とあるのは「国際受刑者移送法第十八条第二項に規定する日数のうち逃走を理由とするものは」と、同法第十二条の四第一項中「死刑又は重無期若しくは無期の懲役若しくは禁錮の言渡しを受けた者」とあるのは「無期の共助刑の執行を受ける者」と、同条第二項中「刑の言渡しの後」とあるのは「国際受刑者移送法第十八条第一項に規定する日後」と読み替えるものとし、その他これらの規定の適用に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十九条第一項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

（国際受刑者移送法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 この法律の施行前に、前条の規定による改正前の国際受刑者移送法（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした同法第二十五条第一項の申出に係る上申、出願その他の手続は、前条の規定による改正後の国際受刑者移送法の相当規定に基づいてしたものとみなす。

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正）

第二十五条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第一項及び第一百六条第一項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

（旧国会議員互助年金法の一部改正）

第二十六条 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四号、第十三条第二項及び第十四条第一項第二号中「死刑又は」の下に「重無期、」を加え

る。

（国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正）

第二十七条 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号中「死刑又は」の下に「重無期、」を加える。

（更生保護法の一部改正）

第二十八条 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号、第三十三条及び第二十九条第一項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

理由

重無期刑の創設、死刑に処する裁判の評決の特例、死刑制度に関する事項について調査を行う死刑制度調査会の設置及び死刑の執行の停止等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。